平成27年4月から始まります

子ども・子育て支援新制度

全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じ、子どもたちが笑顔で成長していけるように、来年度から新しい制度が始まります。今回は、新制度の概要と主な内容についてお知らせします。

この新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」と関連する法律などに基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を図るためにつくられました。

主な取り組み

①幼稚園と保育所の機能をひとつにした「認定こども園」の推進を図ります

②保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします

③幼児期の教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を目指します

教育・保育施設の推進と地域型保育事業の新設

新制度では、幼稚園、保育所のほかに、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」を推進していきます。

また、新しく少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、待機児童の解消を図ります。

教育・保育施設と地域型保育事業の紹介

認定こども園（0～5歳）

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

保護者の就労の有無にかかわらず、同じ園に継続して通うことができます。

新 地域型保育（0～2歳）

少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

待機児童の多い0～2歳児を対象に事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）が始まります。※保育ママや認可外保育施設からの移行が想定されます。

幼稚園（3～5歳）

幼児期の教育を行う施設

昼過ぎまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを行います。

利用できる保護者は通常就労等の制限はありません。

保育所（0～5歳）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施します。

利用できる保護者は共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者となります。

その他新制度では全ての子育て家庭を支えられるような仕組みになっています。

家庭で子育てする人のほか、子どもを一時的に預けたい人や、子育てに関する相談をしたい人等に対する支援を充実させていきます。

問 子育て応援課 ☎64-2134